

公益財団法人 市川国際奨学財団

平成 27 年度（2015 年度）外国人奨学生募集要項

下記の通り、貴大学在学中の大学院生及び学部学生の私費留学生から平成 27 年度（2015 年度）の外国人奨学生を募集させて頂きますので、適格な学生のご推薦を宜しくお願い致します。

記

1. 奨学生に応募できる者

- (1) アジア諸国の出身者であること
- (2) 平成 26 年 12 月現在大学学部もしくは大学院に在学する外国人留学生で、勉学上経済的援助を必要とすると認められ、且つ学業成績優秀にして心身ともに健全な者
- (3) 日常会話程度の日本語での読み書きができる者
- (4) 年齢制限は 35 歳未満のこと
- (5) 平成 27 年 4 月以降で、日本政府又は他の財団等から奨学金の支給を受けない者

2. 奨学金

奨学金は月額 100,000 円とする

3. 応募の手続き

奨学生に応募する者は、財団所定の願書並びに調査表に次の書類を添えて、ご提出下さい。

- (1) 在学中の大学学部もしくは大学院の成績証明書（大学所定様式）
（注：成績証明書発行時期の関係等により提出ができない場合は、その旨を明記した書面を添付のこと）
- (2) 在学中の大学学部もしくは大学院の指導教授の推薦書
- (3) 6 ヶ月以内に撮影の写真（上半身正面 5cm × 3.5cm）2 枚

4. 応募書類の提出期限

前項の応募手続き上の必要書類は、当該学校当局の手続きを経て平成 27 年 1 月 16 日までに当財団事務局に必着のこと

5. 稔学生の決定

平成 27 年(2015 年)2 月開催予定の当財団選考委員会の審査による合格内定者から面接を経て、在学する大学長を通じて本人に採用決定の通知を致します

6. 稔学生の支給期間

稟学生の支給期間は、平成 27 年(2015 年)4 月から開始し、平成 29 年(2017 年)3 月までの 2 ヶ年間とする

以上

(お問い合わせ先)

公益財団法人 市川国際奨学財団 大窪

〒530-0037

大阪市北区松ヶ枝町 5 番 20 号

オクムラビル 502 号室

Tel06-6356-2357 Fax06-6356-2336

E-mail : info@iisf.jp

(書類返送先)

〒530-8511

大阪市北区天満 1 丁目 20 番 5 号

象印マホービン懶気付

公益財団法人 市川国際奨学財団

大窪 宛

公益財団法人 市川国際奨学財団

奨学金給付規程

(総則)

第1条 この規程は、定款第4条第1号の規定により本財団が行うアジア諸国からの外国人留学生に対する奨学金の支給に関する細則を定めることを目的とする。

(奨学生の資格)

第2条 本財団より奨学金の支給を受ける者は、次に掲げる資格を有しなければならない。
ただし、日本政府（自治体を含む）または他の財団等から奨学金の支給を受けている者又は受けようとする者は除かれる。

(1) アジア諸国の国籍を有し、日本国内の大学または大学院において学生として Student Visa (留学) で来日している者であること
(2) 優秀な能力と穏健な性格を持ち、心身共に健全な者であること

(奨学金の額)

第3条 奨学金の額は、1人月額10万円とする。ただし、夫婦の関係にある者は、同時に奨学生にはなれない。また別個に支給を受けている2人が結婚すれば、どちらか1人は受給資格を失う。

(支給する期間)

第4条 奨学金を支給する期間は、原則として2ヶ年とする。

(奨学金の交付)

第5条 奨学金は本人に毎月交付する。

(奨学金の額の変更)

第6条 受給者に特別の事情が生じた時は、奨学金の額を変更することができる。

(応募手続き)

第7条 奨学金の支給を希望する者は、代表理事宛に提出しなければならない。

- (1) 奨学金受給願書
- (2) 日本国の大学等もしくは大学院の成績証明書または入学許可書
- (3) 日本国の受け入れ大学等の推薦書

(奨学生の決定)

第8条 奨学生は前条の出願者の内から、定款第8章による選考委員会の議を経て、翌年2月末日までに代表理事が決定する。

2 前項の決定は推薦に関与した大学長等を通じて本人に通知する。

(奨学生の義務)

第9条 奨学生は休学、復学、転学または退学したとき或いは3ヶ月以上学業を欠席したとき、又は身分、住所、その他重要事項に異動があったときは、遅滞なく証拠書類添付の上、その旨を届けなければならない。

2 奨学生は本財団に出向くよう要請を受けたときは、特別且つ緊急の事由のない限りこれに応じなければならない。

3 奨学生は毎年10月及び3月に前6ヶ月間の学習報告書を本財団に提出しなければならない。

(奨学金の停止または期間の短縮)

第10条 奨学生が休学または3ヶ月以上学業を欠席したときは、奨学金の支給を停止することがある。

2 奨学生が学業または性行等の状況により、奨学生としての適性を欠くと認めたときは、奨学金の支給を停止し、または支給期間を短縮することができる。

(奨学金支給の打切)

第11条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、奨学金の支給を打切ることができる。

- (1) 本財団への提出書類の記載事項に虚偽が発見されたとき
- (2) 大学等において懲戒処分を受け、または成績の見込みがないと判断されたとき
- (3) 退学したとき
- (4) 第9条の義務の履行を故意に怠ったとき
- (5) その他奨学生としての資格をうしなったとき

(転学)

第12条 奨学生が転学したときは、特別の事由があると認められる場合を除き、奨学金の支給を辞退したものとみなす。

(奨学金の返納)

第13条 奨学金の支給後において、第9条第1項または同条第2項もしくは第10条の各項のいずれかに該当する事由が生じていたことが判明した場合は、すでに交付した奨学金の全部または一部を返納させことがある。

附則

この奨学金給付規程は、公益財団法人市川国際奨学財団の設立の日から施行する。